

森林づくり推進課

長野県告示第101号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡麻績村麻字芝トヤ8974の3、8974の5、字花水8975の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県教育委員会告示第1号

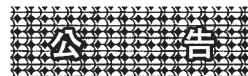
文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

平成26年2月20日

長野県教育委員会

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名
松田家斎館	1棟	千曲市大字八幡字森下3033番地23	千曲市大字八幡3033番地 松田孝弘

文化財・生涯学習課



長野県告示第102号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市大字旭字下芳尾2294の2、2294の3、2302、2309のロ、2316の2、2348のヌ、字上ノ山7477の2、7478の2から7478の4まで、字池尻3909、3910、3912のイの2、3912のロ、3915の1、3915のイの1、3924の1、3924の2、3926、字川上4020のイの1、4020のイの2、大字富倉字中野3531、3532、3545、3548の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下芳尾2309のロ、2316の2、2348のヌ、字上ノ山7477の2、7478の2から7478の4まで、字池尻3909・3910・3912のロ・3915の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、3924の2、3926(次の図に示す部分に限る。)、字川上4020のイの2、字中野3531、3532、3545、3548の2

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託 一式
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成31年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 入札方法
 - ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)により行います。
 - イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書を入札書とともに提出してください。
 - ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）第57条第2項による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 緊急時における保守サービス体制が確保されている者であること。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条第1項に規定する情報処理技術者試験（試験の区分は問わない。）の合格者その他の情報処理に関する資格を有する者で、システム開発に関し5年以上の経験を有する者を配置できる者であること。
- (8) 過去5年以内に同種の業務を誠実に履行した実績（共同企業体での実績を含む。）を有する者（共同企業体については、全ての構成員が過去5年以内に当該実績を有する者である場合に限る。）であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画部情報統計課
電話 026(235)7072

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成26年4月1日(火) 午後5時
郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、4月1日(火)午後5時までの必着とします。

イ 場所 長野県企画部情報統計課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年4月16日(水) 午後2時から
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

別記「長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託落札者決定基準」によります。

5 その他

(1) 本件調達は、その契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力を生じます。

(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は削除ができるものとします。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:
Comprehensive service for geographic information system

(2) Contract duration:

From The first day of contract term through September 30, 2019

(3) Contact place for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:
Information Statistics Division, Planning Department
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City
TEL 026-235-7072

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 2:00PM April 16, 2014

Place: PC training Room , Nagano Prefectural Government West Annex 2F

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time : 5:00PM April 1,2014

Place: Information Statistics Division, Planning Department
380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託
落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県地理情報システムサービス提供業務委託の総合評価落札方式一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の

条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者決定方法

入札者が提出した技術提案書の内容及び入札価格について評価を行い、価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）を加算した合計点が最も高い者を落札者とします。ただし、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該落札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定します。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

価格評価点	技術評価点	合計
500点	500点	1,000点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの情報統計課公募情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>

情報統計課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企画部情報統計課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月27日（木）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入

札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

建設資材価格調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月25日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去15年間に公共工事に係る設計単価、工事単価又は労務単価調査その他の調査業務の受託の実績を有する者であること。

(6) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第33条に規定する技術士登録簿に登録されている者（総合技術監理部門又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）に限る。）

イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者（施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）

ウ 一級土木施工管理技士の資格を有する者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部建設政策課技術管理室
電話 026 (235) 7323

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年4月2日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室
- (3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成26年3月31日(月) 午後5時
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県建設部建設政策課技術管理室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となった場合に行います。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature of the service products to be purchased:
Price investigation of construction materials
- (2) Contract period:
From the contract date to March 25, 2015
- (3) Contact place for information about the tender;
description /conditions/ other inquiries:
Technical Management Office Construction Policy
Division Construction Department Nagano Prefecture
692-2 Habashita Minami-nagano, Nagano City,
Nagano Prefecture
Tel: 026-235-7323
- (4) Time and place for the tender:
Time: 1:30PM, April 2, 2014
Place: Conference Room 405(Nagano Prefecture West
Building 4F)
- (5) Time limit for the tender by mail and the delivery

location

Time: 5:00PM, March 31, 2014

Place: Technical Management Office Construction
Policy Division,
Construction Department
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City (Postal code 380-8570)

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画道路

- 3・5・13号 上穂北割線
- 3・5・22号 経塚飯坂線
- 3・5・12号 中割経塚線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び駒ヶ根市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅城下団地エレベーター保守点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅城下団地エレベーター設備の点検及び報告

3 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

4 履行場所

飯田市水の手町3000

県営住宅城下団地

5 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 過去に7階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678
長野県下伊那地方事務所 建築課
電話 0265（53）0433（直通）

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月13日（木）午後2時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 202号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月6日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下伊那地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

県営住宅上新井団地エレベーター保守点検業務

- (2) 役務の特質

県営住宅上新井団地エレベーター設備の点検及び報告

- (3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 履行場所

下伊那郡松川町元大島1387-7

県営住宅上新井団地

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

- (6) 過去に4階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678

長野県下伊那地方事務所 建築課

電話 0265 (53) 0433 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月13日(木) 午後2時20分

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 202号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月6日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下伊那地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

県営住宅三尋石団地エレベーター保守点検業務

- (2) 役務の特質

県営住宅三尋石団地エレベーター設備の点検及び報告

- (3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 履行場所

飯田市大瀬木1971-1

県営住宅三尋石団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

- (6) 過去に5階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678

長野県下伊那地方事務所 建築課

電話 0265 (53) 0433 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月13日(木) 午後2時40分

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 202号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月6日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下伊那地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県木曽地方事務所長 大月洋一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県営住宅ねざめ団地エレベーター保守点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅ねざめ団地エレベーター設備の点検及び報告

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

木曽郡上松町上松1770-12

県営住宅ねざめ団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月26日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(6) 過去に5階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること

(7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所等を示す場所及び問い合わせ先
木曽郡木曽町福島2757-1

長野県木曽地方事務所 商工観光建築課
電話 0264 (25) 2229 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月12日（水）午前10時
イ 場所 長野県木曽合同庁舎 201号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月3日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県木曽地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅高瀬団地3号棟エレベーター保守点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅高瀬団地3号棟エレベーター設備の点検及び報告
- (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
北安曇郡池田町大字池田2979-48
県営住宅高瀬団地3号棟
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月26日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等を示す場所及び問い合わせ先
大町市大町1058-2
長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課
電話 0261（23）6524（直通）
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年3月7日（金）午前10時
イ 場所 長野県大町合同庁舎 302号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月3日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北安曇地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅高瀬団地5号棟エレベーター保守点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅高瀬団地5号棟エレベーター設備の点検及び報告
- (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
北安曇郡池田町大字池田2979-48
県営住宅高瀬団地5号棟
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月26日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2
長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課
電話 0261(23)6524(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月7日(金)午前10時30分
イ 場所 長野県大町合同庁舎 302号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月3日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北安曇地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅北町団地エレベーター保守点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅北町団地エレベーター設備の点検及び報告

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

飯山市大字飯山2555-1

県営住宅北町団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(6) 過去に5階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所 建築課
電話 0269(23)0220(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月11日(火)午後2時

イ 場所 長野県北信合同庁舎 201号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月6日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県長野保健福祉事務所長 山崎宗廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎機械警備等業務委託

(2) 役務の特質

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎の機械警備、留守番電話中継ぎ業務及び定期清掃時の立会い業務

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付しま

す。

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所総務課

電話 026(223)2131

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月28日(金)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

健康福祉政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県長野保健福祉事務所長 山崎宗廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎及びその構内

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所総務課

電話 026(223)2131

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月28日(金)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

健康福祉政策課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、しなの鉄道株式会社ほか30団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成26年2月20日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 向山公人

平成25年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告**第1 監査の概要****1 監査の目的**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定及び平成25年度監査基本計画に基づき、長野県が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関する事務の執行について監査を実施しました。

2 対象年度

平成24年度執行分

3 対象団体及び実施期間

県から財政的援助を受けた団体等の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえ、次の基準により31団体を選定し、平成25年11月6日から12月13日までの間に実施しました。

- (1) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 県から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

4 監査の実施方法

次の方法により、12団体については実地監査を、19団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 監査結果の区分**(1) 指摘事項**

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えていたものの出納その他の事務等が適切でないもの

(2) 指導事項

指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したもの

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたもの

第2 監査の結果

監査を実施した31団体において、指摘事項及び検討事項はありませんでしたが、指導事項は3団体・4件（一般財団法人長野県文化振興事業団、ビジニナルグループ、長野県道路公社）あり、監査委員の意見3件（3団体）を添えました。

また、所管部局については、指導事項が2件（健康福祉部2件）、検討事項が1件（健康福祉部1件）あり、監査委員の意見1件を添えました。

監査対象団体ごとの監査結果、所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見は、以下のとおりです。

1 実地監査

監査団体名	しなの鉄道 株式会社			No. 1
団体所在地	上田市常田1-3-39			
監査年月日	平成25年11月20日		所管部局	企画部
団体の概要	代表者	代表取締役社長 藤井 武晴		
	設立年月日	平成8年5月1日	資本金等	資本金 2,420,450,000 円
	主な事業の内容	1 旅客鉄道業（平成9年10月1日営業開始） (1) 営業区間 軽井沢～篠ノ井間 65.1km (2) 駅体制 19駅（直営8駅、委託8駅、共同使用1駅、無人2駅） (3) 列車本数 篠ノ井～戸倉間84本、戸倉～上田間78本、上田～小諸間66本、小諸～軽井沢間56本 (4) 車両数 44両 2 旅行業		
	平成24年度決算状況	営業収益 2,816,351 千円 営業費 2,810,879 千円 営業利益 5,471 千円	経常利益 特別利益 税引前当期純利益 当期純利益	10,027 千円 927,197 千円 131,763 千円 122,273 千円
監査対象事項	1 出資金（県出資率 73.6%） 2 補助金 (1) 地域鉄道安全性向上事業費補助金 (2) 平成24年度長野以北並行在来線開業準備事業費補助金 3 損失補償（しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償）			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	経営努力の継続 平成26年度末に予定されている「北しなの線」の開業に向け、必要なハード面及びソフト面の準備を着実に進めてください。 また、安全性確保に一層努めるとともに、積極的な増客策を講ずる等による収益力の増加及びコスト削減等による支出の抑制を引き続き行うことにより、健全な経営体質を維持するよう努めてください。			

監査団体名	一般財団法人 長野県文化振興事業団			No. 2
団体所在地	長野市若里1-1-3 長野県県民文化会館内			
監査年月日	平成25年11月18日		所管部局	企画部
団体の概要	代表者	理事長 近藤 誠一		
	設立年月日	昭和54年9月12日	資本金等	基本財産 20,000,000 円
	主な事業の内容	1 県から指定管理者の指定を受けた文化施設及びその他の施設の管理運営 2 芸術文化の振興に関する事業 3 埋蔵文化財の調査、研究、保護思想の普及等		
	平成24年度決算状況	収入 支出	1,729,527,986 円 1,698,127,739 円	当期収支差額 次期繰越収支差額 31,400,247 円 239,730,691 円
監査対象項目	1 出捐金(県出捐率 100%)	20,000,000 円		
	2 負担金 (1) 長野県県民文化会館ウィーン楽友会館姉妹提携事業共催負担金 (2) 文化芸術による「心の復興」事業共催負担金(県民文化会館) (3) 芸術鑑賞促進事業共催負担金(伊那文化会館)	10,007,000 円 5,000,000 円 1,007,000 円 4,000,000 円		
監査結果	3 指定管理料 (1) 長野県県民文化会館管理運営業務 (2) 長野県伊那文化会館管理運営業務 (3) 長野県松本文化会館管理運営業務 (4) 長野県信濃美術館管理運営業務 (5) 長野県飯田創造館管理運営業務	745,868,797 円 183,890,230 円 202,365,909 円 187,828,000 円 145,557,658 円 26,227,000 円		
	指導事項 長野県文化振興事業団財務規程に基づく事務処理等の改善 事務処理等において、以下のとおり長野県文化振興事業団財務規程が守られていない事項がありましたので改善してください。 1 飯田創造館において、平成24年度は出納員の指定を行わず出納事務を行っていた。 2 飯田創造館の消耗品の購入において、立替払を行っている事例があった。 3 平成23年度の信濃美術館指定管理料のうち、変更増額(修繕費の精算)された5,553,388円について、年度内に金額が確定しているにもかかわらず、未収金として計上せず、平成24年度の収入として経理処理していた。			
意見	中長期的な視点に立った人材の育成・確保 文化会館等の指定管理者の選定が公募から非公募に変更され、中長期的な展望を立てる環境が整ってきたと思慮されますので、事業団の中核を担う人材の育成・確保に努めてください。			

監査団体名	学校法人 聖啓学園			No. 3
団体所在地	佐久市岩村田951			
監査年月日	平成25年11月15日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 イチカワドイル 徳恵		
	設立年月日	昭和42年4月5日	資本金等	基本金 8,482,631,356 円
	主な事業の内容	1 佐久長聖高等学校の経営 2 佐久長聖中学校の経営 3 しらかば幼稚園、上田北幼稚園、佐久南幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 支出	2,132,531,505 円 2,184,011,029 円	当期現金預金増減高 △51,479,524 円 当期末現金預金高 318,660,332 円
監査対象項目	1 補助金 (1) 私立高等学校教育振興費補助金 (2) 私立中学校教育振興費補助金 (3) 私立幼稚園教育振興費補助金 (4) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 (5) 結核健康診断事業補助金 2 交付金(私立高等学校等就学支援金)	514,123,964 円 320,532,000 円 113,366,000 円 75,612,000 円 4,541,300 円 72,664 円 121,933,350 円		
	監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	地方独立行政法人 長野県立病院機構			No. 4
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
監査年月日	平成25年11月12日、19日		所管部局	健康福祉部
団体の概要	代表者	理事長 久保 恵嗣		
	設立年月日	平成22年4月1日	資本金等	資本金 305,621,763 円
	主な事業の内容	1 医療の提供 2 医療に関する調査及び研究 3 医療に関する研修 4 医療に関する地域への支援 5 災害等における医療救護 6 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営		
	平成24年度決算状況	収益 22,249,081,818 円 費用 22,181,020,630 円	当期純利益 当期末純資産合計	68,061,188 円 437,349,703 円
1 出資金（県出資率100%） 305,621,763 円 2 補助金 589,846,600 円 (1) 産科医等確保支援事業補助金 2,412,000 円 (2) 精神科救急医療整備事業補助金 25,019,600 円 (3) 産科医療機関確保事業補助金 22,810,000 円 (4) 医療施設運営費等補助金（感染症指定医療機関運営事業） 9,276,000 円 (5) 医療施設運営費等補助金（へき地医療拠点病院運営事業） 9,499,000 円 (6) 周産期母子医療センター運営事業補助金 9,362,000 円 (7) 小児救命救急センター運営事業補助金 54,062,000 円 (8) 地域療育支援施設運営事業補助金 28,784,000 円 (9) 病院内保育所運営事業費補助金 1,454,000 円 (10) 看護職員確保対策事業等補助金（新人看護職員研修事業） 1,985,000 円 (11) 長野県地域医療再生事業補助金（拡充分） 28,613,000 円 (12) 長野県がん相談支援センター設置運営事業補助金 2,500,000 円 (13) 医療施設耐震化臨時特例基金補助金 394,070,000 円 3 負担金（長野県立病院機構運営費負担金） 5,100,000,000 円 4 貸付金 28,313,339,121 円 (1) 地方独立行政法人移行前地方債償還債務 21,560,582,609 円 (2) 施設整備等資金貸付金 6,752,756,512 円				
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	財務体質の強化 職員数1,265名、総資産386億余円（平成24年度末）を擁する当機構は、設立後3年を経過し、この間、第1期中期計画（平成22年度～26年度）に沿った各種の経営改善に取り組み、平成24年度は営業収益213億余円、純利益6千8百余円を計上するなど成果を上げてきました。 一方で、純資産は4億3千7百余円（平成24年度末）で、自己資本比率は1.1%という状況にあります。 当機構の地域医療や高度医療・専門医療の提供といった公的使命と公営企業型地方独立行政法人としての経済性の発揮の必要性を踏まえ、県民によりよい医療を提供していくためには、将来にわたって、県と連携の上、安定的な運営を行っていく必要があります。 このため、次期中期計画については、次の事項について考慮し、策定することが望まれます。 1 より高い経常利益と純利益の継続的な確保による地域医療水準の向上 2 安定した経営を確保する上での自己資本比率の向上			

監査団体名	ビジニナルグループ 代表団体 株式会社 ビジニナル・サービスセンター			No. 5
団体所在地	駒ヶ根市赤穂14616-200			
監査年月日	平成25年11月18日		所管部局	健康福祉部
団体の概要	代表者	株式会社ビジニナル・サービスセンター 代表取締役社長 小林 はつ江		
	設立年月日	平成17年11月14日	指定管理者の指定期間	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日
	主な事業の内容	指定管理業務内容 長野県社会福祉総合センター条例第4条の規定により指定管理者が行う長野県社会福祉総合センター(以下「センター」という。)の管理 1 施設及び備品の維持管理に関する業務 2 センターの利用許可に関する業務 3 センターの利用料金に関する業務		
	平成24年度 決算状況	指定管理業務 収入 57,239,677 円 支出 57,214,034 円	当期収支差額	25,643 円
監査対象項目	指定管理料(センター管理運営業務)			
監査結果	指導事項 1 備品現物照合の実施 長野県から貸与を受けている備品の現物照合が行われていませんので、定期的に行ってください。 2 センターにおける危機管理体制の整備 危機管理対応マニュアルがセンターへの入居団体に周知されておらず、また、防災訓練が指定管理業務に従事する職員による実施となっていますので、センター全体の危機管理体制を整備してください。			

監査団体名	公益財団法人 長野県長寿社会開発センター			No. 6
団体所在地	長野市若里7-1-7			
監査年月日	平成25年11月19日		所管部局	健康福祉部
団体の概要	代表者	理事長 内山 二郎		
	設立年月日	平成元年5月1日	資本金等	基本財産 335,091,896 円
	主な事業の内容	1 人生80年時代の豊かな生活を築くための調査研究及び啓発普及事業 2 高齢者の社会参加活動に関する事業 3 高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業 4 高齢者の社会参加活動の振興等のための指導者、ボランティア等の人材育成に関する事業 5 賛助会員に関する事業		
	平成24年度 決算状況	収益 108,745,266 円 費用 106,975,297 円	一般正味財産増減額 正味財産期末残高	1,769,969 円 352,370,608 円
監査対象項目	1 出捐金(県出捐率 65.7%) 2 補助金(長寿社会開発センター運営事業補助金)			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益財団法人 長野県テクノ財団			No. 7
団体所在地	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター内			
監査年月日	平成25年11月12日		所管部局	商工労働部
団体の概要	代表者	理事長 市川 浩一郎		
	設立年月日	平成13年4月1日	資本金等	基本財産 5,938,254,766 円
	主な事業の内容	1 産学官交流事業 2 新産業創出支援事業 3 共同研究等推進事業 4 國際展開支援事業 5 人材育成事業 6 広報等事業		
	平成24年度決算状況	収益 698,696,680 円 費用 701,823,121 円	一般正味財産増減額 △3,126,441 円 正味財産期末残高 6,176,243,513 円	
監査対象項目	1 出捐金(県出捐率 47.7%) 2,800,000,000 円 2 補助金 45,026,000 円 (1) 産学官連携推進事業補助金 21,637,000 円 (2) 産学官連携拠点発展型シーズ育成支援事業補助金 4,000,000 円 (3) 次世代リーディング産業創出支援事業補助金 19,389,000 円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益財団法人 長野県国際化協会			No. 8
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成25年11月20日		所管部局	観光部
団体の概要	代表者	理事長 久世 良三		
	設立年月日	平成元年11月1日	資本金等	基本財産 303,800,000 円
	主な事業の内容	1 国際交流の推進に関する事業 2 国際理解の推進に関する事業 3 国際協力の推進に関する事業 4 地域社会における多文化共生の推進に関する事業 5 法人の運営に資するための収益事業		
	平成24年度決算状況	収益 9,307,005 円 費用 10,559,722 円	一般正味財産増減額 △1,252,717 円 正味財産期末残高 307,365,648 円	
監査対象項目	1 出捐金(県出捐率 79.0%) 240,000,000 円 2 補助金(財団法人長野県国際交流推進協会運営費補助金) 2,896,000 円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	一般社団法人 長野県原種センター			No. 9
団体所在地	長野市松代町大室2417-3			
監査年月日	平成25年11月6日		所管部局	農政部
団体の概要	代表者	理事長 中村 優一		
	設立年月日	昭和62年4月30日	資本金等	出資金 1,727,558,000 円
	主な事業の内容	1 優良種苗等の生産技術の研究開発及び研修 2 種苗等の遺伝資源の収集保管及び原々種菌等の貯蔵 3 優良原種苗の生産・販売 4 主要農作物の優良種苗の生産・配布 5 優良種苗等の生産・配布・販売 6 種苗等の生産配布に係る損失補填		
	平成24年度決算状況	収益 393,522,845 円 費用 230,833,878 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	162,688,967 円 2,109,739,219 円
監査対象事項	1 出資金(県出資率 39.9%) 2 補助金 (1) 主要農作物等生産対策事業補助金 (2) 農畜産業振興事業補助金			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	一般財団法人 長野県野菜生産安定基金協会			No.10
団体所在地	長野市大字南長野北石堂町1177-3			
監査年月日	平成25年11月6日		所管部局	農政部
団体の概要	代表者	理事長 大槻 憲雄		
	設立年月日	昭和41年11月11日	資本金等	基本財産 503,217,228 円
	主な事業の内容	1 野菜等の消費宣伝に関する事業 2 野菜等の市場流通動向、生産出荷動向及び消費動向に関する調査事業 3 野菜等生産農家の生産安定及び出荷野菜等の安定供給における助成等に関する事業		
	平成24年度決算状況	収入 5,900,120,439 円 支出 6,260,182,269 円	当期収支差額 次期繰越収支差額	△360,061,830 円 3,007,473,773 円
監査対象事項	补助金 1 野菜生産出荷安定資金造成事業補助金 2 特定野菜価格安定資金造成事業補助金 3 野菜生産安定資金造成事業補助金 4 重要野菜出荷調整資金造成事業補助金 5 特産花き生産出荷安定資金造成事業補助金 6 きのこ生産安定資金造成事業補助金			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	財團法人 長野県農業開発公社			No.11
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成25年11月14日		所管部局	農政部
団体の概要	代表者	理事長 萩原 正明		
	設立年月日	昭和45年6月2日	資本金等	基本財産 313,000,000 円
	主な事業内容	農地保有合理化事業 1 農地等売買事業（買入れ、売渡し、保有、貸借） [農地の主な動き] 規模縮小農家⇒農業開発公社（中間保有）⇒規模拡大農家（零細分散錯圃から大規模団地化・集積へ） 2 農地保有合理化関連事業 (1) 農作業受託料一括貸付金及び農作業受委託促進特別事業 (2) リース農場整備事業		
	平成24年度決算状況	収入 2,455,926,963 円 支出 2,453,496,202 円	当期収支差額 次期繰越収支差額	2,430,761 円 34,303,489 円
監査対象項目	1 出資金（県出資率100%） 2 補助金（農地保有合理化促進事業補助金） 3 損失補償 (1) 担い手支援資金 (2) 長期保有農地売却差損分及び平成24年度期首保有長期保有農地分に係る資金			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県道路公社			No.12		
団体所在地	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センタービル内					
監査年月日	平成25年11月14日		所管部局	建設部		
団体の概要	代表者	理事長 和田 恒良				
	設立年月日	昭和47年9月1日	資本金等	出資金 21,952,700,000 円		
	主な事業内容	有料道路の維持管理（6路線7区間） (平成24年度)				
		有料道路名	延長(m)	供用開始	交通量(万台)	料金収入(百万円)
	三才山トンネル	8,546.5	S51.10.31	254	1,192	326
	松本トンネル	6,579.8	H 6.12.15	119	96	52
	新和田トンネル	15,220.16	S53.10.4	173	1,162	514
	平井寺トンネル	1,775.3	S63.8.25	119	225	37
	志賀中野	2,624.0	H 7.3.16	188	152	92
	白馬長野	1,972.0	H 7.2.16	128	192	22
	五輪大橋	1,350.0	H 8.12.26	198	163	14
	合計	38,067.76		1,179	3,182	1,057
監査対象項目	平成24年度決算状況	収入 3,219,944,838 円 支出 4,145,614,349 円	当期収支差額 次期繰越収支差額	△925,669,511 円 7,706,930,904 円		
	1 出資金（県出資率 100%） 2 債務保証（借入金の未償還額に係る債務保証）			21,952,700,000 円 5,761,471,215 円		
監査結果	指導事項 産業廃棄物の収集運搬・処分に関する事務処理の改善 産業廃棄物の収集運搬・処分について、以下の不適切な取扱がありましたので改善してください。 1 産業廃棄物の収集運搬を行う際に、書面による委託契約を締結していない事例があった。 2 産業廃棄物の処分において、委託契約の対象外の品目（ホイル付タイヤ等）を委託処分している事例があった。					

2 書面監査

監査団体名	信州まつもと空港利用促進協議会			No.13
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	企画部
団体の概要	代表者	会長 阿部 守一		
	設立年月日	平成6年4月28日		
	主な事業の内容	1 信州まつもと空港の利用促進に関する啓発、宣伝事業 2 航空路線の拡充に関する事業		
	平成24年度 決算状況	収入 24,342,186 円 支出 23,568,826 円	当期収支差額 773,360 円 次期繰越収支差額 782,182 円	
監査対象事項	負担金（信州まつもと空港利用促進協議会負担金）			18,900,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益社団法人 長野県私学教育協会			No.14
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 宮川 義典		
	設立年月日	平成24年2月1日	資本金等	出資金 381,770,262 円
	主な事業の内容	1 私立学校の経営基盤の強化等に関する貸付事業 2 私立学校の教職員の退職手当支給に必要な資金給付に関する事業 3 私学振興団体の業務運営全般に対する支援事業		
	平成24年度 決算状況	収入 1,279,175,028 円 支出 1,269,147,110 円	当期収支差額 10,027,918 円 次期繰越収支差額 13,378,632 円	
監査対象事項	1 出捐金（県出捐率 39.3%） 2 補助金（長野県私学教育協会退職資金給付事業補助金）			150,000,000 円 203,114,790 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 アイオナ学園			No.15
団体所在地	塩尻市大門7番町13-24			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 原 和夫		
	設立年月日	昭和59年2月20日	資本金等	基本金 167,264,583 円
	主な事業の内容	塩尻めぐみ幼稚園の経営		
	平成24年度 決算状況	収入 91,542,537 円 支出 90,945,242 円	当期現金預金増減高 597,295 円 当期末現金預金高 24,667,169 円	
監査対象事項	補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）			23,486,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 池田学園			No.16
団体所在地	松本市箇部3-13-25			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 池田 文子		
	設立年月日	昭和41年5月13日	資本金等	基本金 196,782,125 円
	主な事業の内容	ささべ幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 139,219,972 円 支出 140,806,326 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	△1,586,354 円 8,942,734 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			25,035,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 金箱学園			No.17
団体所在地	長野市大字金箱311			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 浅川 信隆		
	設立年月日	昭和43年4月4日	資本金等	基本金 326,553,799 円
	主な事業の内容	古里中央幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 95,632,983 円 支出 83,725,074 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	11,907,909 円 41,896,403 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			20,799,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 興隆学園			No.18
団体所在地	長野市石渡256			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 岩田 美代子		
	設立年月日	昭和43年4月4日	資本金等	基本金 299,519,253 円
	主な事業の内容	みかさ幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 65,265,581 円 支出 55,532,795 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	9,732,786 円 234,289,233 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			22,538,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 才能教育学園			No.19
団体所在地	松本市村井町南4-6-4			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 豊田 耕兒		
	設立年月日	昭和54年12月6日	資本金等	基本金 171,974,346 円
	主な事業の内容	白百合幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 103,910,799 円 支出 99,885,927 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	4,024,842 円 15,036,453 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			24,820,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 信濃キリスト教学園			No.20
団体所在地	長野市松代町松代167			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 山田 伸		
	設立年月日	昭和59年3月16日	資本金等	基本金 587,268,292 円
	主な事業の内容	1 松代幼稚園、小諸幼稚園、入舟幼稚園及び大町幼稚園の経営 2 入舟保育園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 263,577,741 円 支出 244,491,313 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	19,086,428 円 68,088,478 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			73,109,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 聖リゴリオ学園			No.21
団体所在地	諏訪市湖岸通り4-1-36			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 井田 明		
	設立年月日	昭和34年4月17日	資本金等	基本金 579,387,754 円
	主な事業の内容	諏訪聖母幼稚園及び茅野聖母幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 265,707,701 円 支出 265,303,846 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	403,855 円 54,538,992 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			54,100,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 曽沢学園			No.22
団体所在地	須坂市臥竜4-10-2			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 曽沢 宇吉		
	設立年月日	昭和53年3月6日	資本金等	基本金 168,928,895 円
	主な事業の内容	山びこ幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 76,370,958 円 支出 73,769,609 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	2,601,349 円 58,592,989 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			21,255,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 本願寺松本学園			No.23
団体所在地	松本市蟻ヶ崎4-4-10			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 廣岡 隆圓		
	設立年月日	昭和58年3月18日	資本金等	基本金 167,751,508 円
	主な事業の内容	松本中央幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 87,143,815 円 支出 85,985,912 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	1,157,903 円 11,608,334 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			25,056,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 松本光明学園			No.24
団体所在地	松本市女鳥羽1-9-16			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 川上 隆弘		
	設立年月日	平成8年11月7日	資本金等	基本金 169,205,087 円
	主な事業の内容	松本光明幼稚園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 77,062,902 円 支出 84,728,890 円	当期現金預金増減高 当期末現金預金高	△ 7,665,988 円 19,648,154 円
監査対象項目	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)			19,360,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 和田学園			No.25
団体所在地	長野市若穂綿内8602-1			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	総務部
団体の概要	代表者	理事長 和田 典雄		
	設立年月日	昭和48年12月25日	資本金等	基本金 431,408,981 円
	主な事業の内容	1 若穂幼稚園の経営 2 正満寺保育園の経営		
	平成24年度決算状況	収入 194,322,212 円 支出 202,225,569 円	当期現金預金増減額 当期末現金預金高	△7,903,357 円 38,310,481 円
監査対象項目	補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）			34,743,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会			No.26
団体所在地	長野市若里7-1-7			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	健康福祉部
団体の概要	代表者	理事長 飯沼 勝浩		
	設立年月日	昭和48年5月15日	資本金等	基本財産 1,838,850円
	主な事業の内容	1 身体障害者の福祉増進に関する諸事業 2 上田点字図書館の設置運営		
	平成24年度決算状況	収入 40,802,665 円 支出 41,022,293 円	当期活動収支差額 次期繰越活動収支差額	△219,628 円 4,034,844 円
監査対象項目	補助金（上田点字図書館運営事業補助金）			24,269,073 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	信州新町商工会			No.27
団体所在地	長野市信州新町新町31-2			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	商工労働部
団体の概要	代表者	会長 前澤 芳美		
	設立年月日	昭和35年9月21日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談又は指導 2 商工業に関する情報又は資料の収集及び提供 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 長野県商工会連合会の委託による商工貯蓄共済事業及び全国商工会員福祉共済事業の業務 6 商工会としての意見の公表、国会・行政庁等への具申又は建議		
	平成24年度決算状況	収入 22,800,923 円 支出 23,460,902 円	当期収支差額 次期繰越収支差額	△659,979 円 2,653,571 円
監査対象項目	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			26,019,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	山ノ内町商工会			No.28
団体所在地	下高井郡山ノ内町大字平穏2987-1			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	商工労働部
団体の概要	代表者	会長 田中 篤		
	設立年月日	昭和35年11月21日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談又は指導 2 商工業に関する情報又は資料の収集及び提供 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 長野県商工会連合会の委託による商工貯蓄共済事業及び全国商工会員福祉共済事業の業務 6 商工会としての意見の公表、国会・行政庁等への具申又は建議		
	平成24年度 決算状況	収入 34,083,164 円 支出 32,700,421 円	当期収支差額 1,382,743 円 次期繰越収支差額 5,642,921 円	
監査対象項目	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			16,630,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	野沢温泉商工会			No.29
団体所在地	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9622-2			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	商工労働部
団体の概要	代表者	会長 望月 喜好		
	設立年月日	昭和36年12月1日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談又は指導 2 商工業に関する情報又は資料の収集及び提供 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 長野県商工会連合会の委託による商工貯蓄共済事業及び全国商工会員福祉共済事業の業務 6 商工会としての意見の公表、国会・行政庁等への具申又は建議		
	平成24年度 決算状況	収入 47,165,398 円 支出 46,867,608 円	当期収支差額 297,790 円 次期繰越収支差額 17,675,888 円	
監査対象項目	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			33,876,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県森林組合連合会			No.30
団体所在地	長野市大字中御所岡田30-16			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	林務部
団体の概要	代表者	代表理事長 藤原 忠彦		
	設立年月日	昭和17年12月30日	資本金等	出資金 114,584,000 円
	主な事業の内容	1 所属員のためにする森林経営に関する指導 2 所属員の委託を受けて行う森林の施業及び経営 3 病害虫の防除その他所属員の森林の保護に関する事業 4 所属員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売 5 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売 6 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業 7 所属員のための森林経営計画の作成		
	平成24年度決算状況	収益 1,595,620,589 円 費用 1,548,602,707 円	当期剩余金 当期末処分剩余金	47,017,882 円 65,399,267 円
監査対象事項	1 補助金 (1) 地域森林経営体活性化支援事業補助金 300,000 円 (2) 森林・林業人材育成加速化支援事業補助金 4,500,000 円 (3) 間伐材安定供給加速化支援事業補助金 6,664,000 円 2 貸付金 (1) 森林整備等促進資金貸付金 45,000,000 円 (2) 特用林産振興資金貸付金 40,000,000 円 5,000,000 円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益社団法人 長野シルバー人材センター			No.31
団体所在地	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1			
監査年月日	平成25年12月13日		所管部局	建設部
団体の概要	代表者	理事長 中島 忠徳		
	設立年月日	昭和54年9月28日	指定管理者の指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
	主な事業の内容	指定管理業務内容 長野県都市公園条例第20条の規定により指定管理者が行う長野県若里公園の管理 都市公園（備品等を含む。）の維持管理に関する業務		
	平成24年度決算状況	指定管理業務 収入 12,000,000 円 支出 12,117,208 円	当期収支差額	△ 117,208 円
監査対象事項	指定管理料（長野県若里公園管理運営業務）			12,000,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

第3 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見

1 指導事項

部局等	指 导 事 項	所管課所
健康福祉部	1 ビジニナルグループ（指定管理者）への適切な指導 長野県社会福祉総合センターの指定管理業務に関し、以下のとおり不備がありましたので、 指定管理者に対し、適切な指導をしてください。 (1) 長野県から貸与を受けている備品の現物照合を行っていないこと (2) 指定管理施設全体の危機管理体制が整備されていないこと 2 基本協定書の整備 指定管理者が取得した備品の管理については基本協定書第23条に規定されていますが、備 品の定義がありませんので整備してください。	地域福祉課

2 検討事項

部局等	検討事項	所管課所
健康福祉部	<p>長野県社会福祉総合センター指定管理に係る経費負担の適正化 平成24年2月に当センターから中央児童相談所が退去し、空室が生じましたが、各室独立空調でないため、退去後も当該空室部分に冷暖房費用（平成24年度分は約985千円と試算）が発生しています。</p> <p>入居がない部分に係る冷暖房費用等の管理経費は指定管理者が負担することとなっていますが、この事例も含め、指定管理者の責によらない不測の費用については、指定管理者の過度の負担とならないよう一定の配慮が必要と考えます。</p> <p>については、施設の入退去に起因する管理経費など、現行の基本協定書では明確でなかったり想定されていない費用の負担のあり方を検討し、その結果を基本協定書のリスク分担表に明記するなど、適切な対応を図ってください。</p>	地域福祉課

3 監査委員の意見

部局等	監査委員の意見	所管課所
企画部	<p>県立文化施設の計画的な施設整備 文化会館等の県立文化施設は、障がい者や高齢者にとっての利便性の向上が図られてきているものの、充分でないものがあります。障がい者や高齢者が利用しやすい施設になるよう、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化など、計画的に施設整備を行ってください。</p>	生活文化課

監査委員事務局